なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十条第二項	なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十条第二項						
において	額（	共済法第七十九条第六項又は第七項の規定により共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額（	退職共済年金の額（共済法第七十九条第六項又は第七項	算定した額（共済法第七十九条第六項又は第七項	共済法第七項若しくは第七項	共済法第八十条第一項	同法
において平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定（平成二十四年一元化法附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の	額（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十四年政令第三百四十六号）第二条の規定による改正前の	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十条第一項に規定する加給年金額（	退職共済年金の額（平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定により適用する改正後の厚生年金保険法第四十六条第六項又は平成二十七年経過措置政令第二十四条	算定した額（平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項又は平成二十七年経過措置政令第二十四条	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定により適用する場合を含む。）	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定により平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）
なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十条第三項	なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十条第二項						